



27 資第 201 号

平成 27 年 (2015 年) 7 月 28 日

一般社団法人長野県宅地建物取引業協会 御中

長野県環境部資源循環推進課長

廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定等について (依頼)

日頃より、当県の廃棄物行政に御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) では、廃棄物が地下にある土地 (廃止又は埋立終了した廃棄物最終処分場であった土地) を指定区域として指定し (法第 15 条の 17)、当該指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の変更に着手する日の 30 日前までに、当該土地の形質の変更内容を記載した届出書を都道府県知事に提出 (届出書の提出先は、当該土地を管轄する地方事務所環境課) することとされています (法第 15 条の 19)。

今般、指定区域の指定を受けていた土地であったにも関わらず、それを承知しないまま宅地造成等が行われた (法の規定による届出をしないで、土地の形質の変更を実施した) 事案が判明し、行為者に対し事後の調査を行う等行政指導したところです。

県では、平成 27 年 7 月 21 日現在、101 の区域を指定区域として指定 (別紙及び下記ホームページ参照) しており、宅地造成や建築物の建設等を目的として指定区域内において土地の形質の変更を行う場合にはあらかじめ届出が必要となりますのでその旨お知らせするとともに、貴協会の会員等を通じ、土地の購入者等に対しこの制度について周知していただき、法の適正な運用に御協力いただきますようお願い申し上げます。

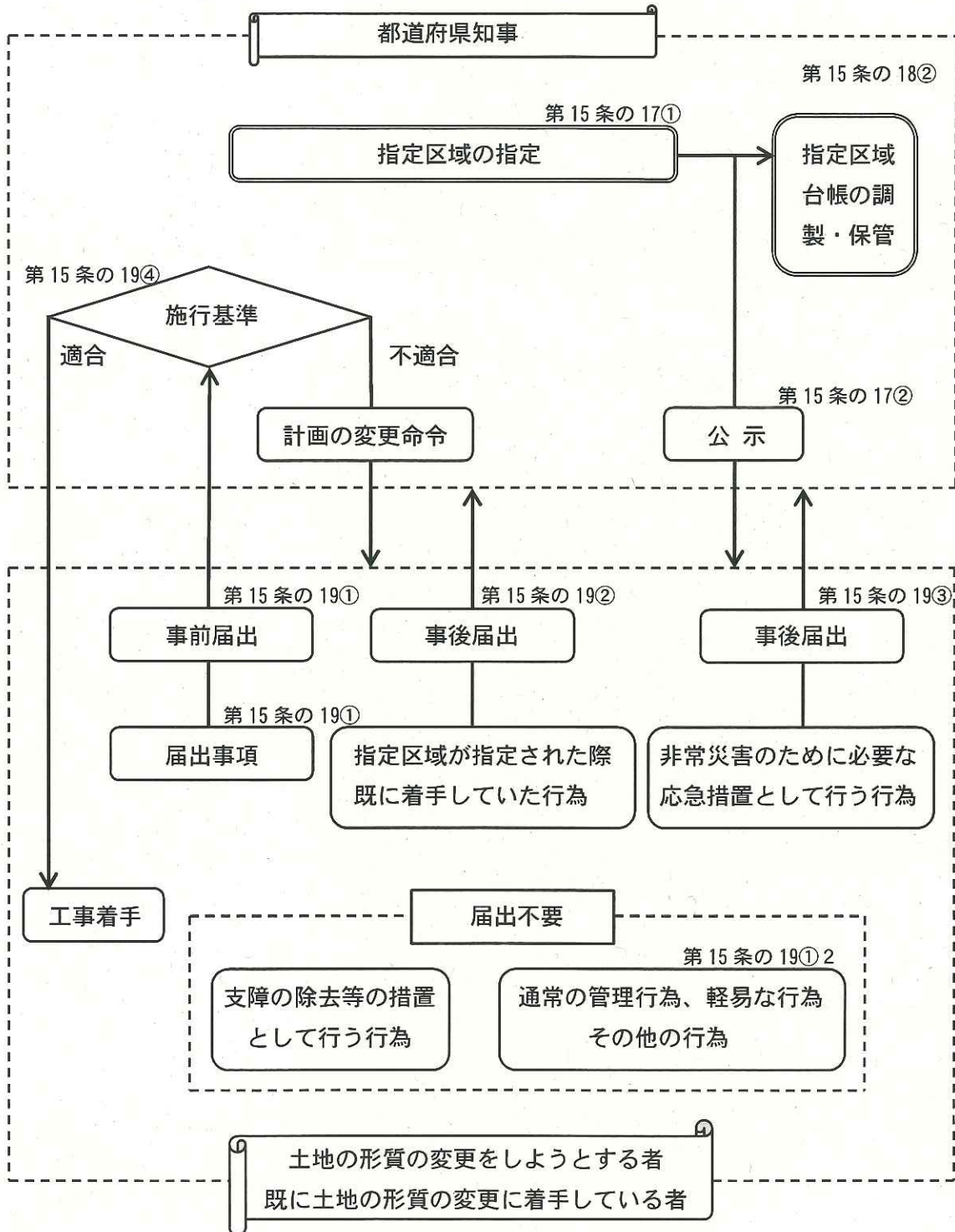
なお、法第 15 条の 18 の規定により調製された指定区域台帳は、県庁環境部資源循環推進課及び地方事務所環境課において閲覧が可能です。

指定区域の掲載ページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/siteikuiki.html>

長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係
課長：宮村 泰之 担当：胡桃澤 博司
電 話：026-235-7164
FAX：026-235-7259
E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp

(参考) 廃棄物が地下にある土地の形質の変更に係る届出制度の体系



土地の形質の変更届出書

平成 年 月 日

長野県知事 様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

指定区域内における土地の形質の変更をしたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 19（第 1 項、第 2 項、第 3 項）の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

指定区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の内容	
地下にある廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先	
土地の形質の変更の着手予定日（又は着手日）	
土地の形質の変更の完了予定日（又は完了日）	

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

### （指定区域の指定等）

- 第 15 条の 17 都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を指定区域として指定するものとする。
- 2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
  - 3 第 1 項の指定は、前項の公示によって効力を生ずる。
  - 4 都道府県知事は、地下にある廃棄物の除去等により、指定区域の全部又は一部について第 1 項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。
  - 5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の解除について準用する。

### （指定区域台帳）

- 第 15 条の 18 都道府県知事は、指定区域の台帳（以下この条において「指定区域台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。
- 2 指定区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。
  - 3 都道府県知事は、指定区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

### （土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

- 第 15 条の 19 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手年月日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。
- 一 第 19 条の 10 第 1 項の規定による命令に基づく第 19 条の 4 第 1 項に規定する支障の除去等の措置として行う行為
  - 二 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
  - 三 指定区域が指定された際既に着手していた行為
  - 四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 指定区域が指定された際当該指定区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して 14 日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
  - 3 指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して 14 日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
  - 4 都道府県知事は、第 1 項の届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧

平成27年7月21日現在

番号	指定区域	埋立地の区分 (※1)	指定日	整理番号 (※2)
1	北佐久郡軽井沢町大字長倉391-1、392-1、392-2、396-1及び397-1	令第13条の2第1号	H18.4.3	佐久-1
2	北佐久郡軽井沢町大字長倉393、394及び395-1	令第13条の2第1号	H18.4.3	佐久-2
3	小諸市大字耳取282-1、284、285-1、285-2、289、290-1、291-1、292-2、293-3、513-2及び531-3	令第13条の2第1号	H18.4.3	佐久-3
4	佐久市大字小田井字笹沢645及び646	令第13条の2第1号	H18.4.3	佐久-4
5	小諸市丙字狐原606の一部、608の一部、609の一部、610の一部、614の一部、615-1の一部、615-3の一部、615-4の一部、616-1の一部、616-4の一部及び618-1の一部	規則第12条の31第1号	H18.4.3	佐久-5
6	小諸市大字御影新田55-4	令第13条の2第1号	H27.7.21	佐久-6
7	南佐久郡南牧村大字海ノ口字樽ノ原2254-4	規則第12条の31第2号	H19.9.13	佐久-101
8	北佐久郡軽井沢町大字発地957-105の一部及び1140-2の一部	規則第12条の31第2号	H19.9.13	佐久-102
9	佐久市望月2114-1の一部及び2114-5の一部	規則第12条の31第2号	H19.9.13	佐久-103
10	小諸市大字耳取1206-1の一部	規則第12条の31第1号	H27.7.21	佐久-104
11	小諸市大字御影新田1665-6、1768-3、1768-6、1768-7、1768-10、1768-11、1768-12、1768-13、1768-14、1768-15、1768-16、1768-18、1854-2、1873-4、1873-10、1873-11、1873-12、1873-14、1873-15、1873-16、1873-17、1873-18、1873-19、1873-20、1873-21、1873-22及び2925-2	規則第12条の31第2号	H27.7.21	佐久-105

番号	指定区域	埋立地の区分 (※1)	指定日	整理番号 (※2)
12	小諸市大字山浦853-1の一部、853-3、853-4、853-5、853-8、884、885-1、886-1、887、888-1、888-2、889-1、1085-1、1085-3、1085-4、1085-5、1085-6、1085-7、1085-8、1086-1、1086-2、1086-3、1086-4、1086-5、1087-1、1087-4、1087-5、1087-6、1087-7、1087-8、1087-9、1087-10、1088-1、1088-4、1088-5、1088-6、1088-7、1088-8、1088-9、1089-1、1089-2、1090-2、1090-3、1090-4、1091-1、1091-2、1091-3、1091-4、1091-6、1091-7、1091-8、1091-9、1092-1、1092-2、1092-3、1092-4、1092-5、1092-6、1092-7、1093-1、1093-3、1093-4、1093-5、1093-6、1093-7、1093-8、1093-9、1094-1、1094-2、1094-3、1094-4、1096-1、1096-2、1096-3、1096-4、1096-5、1096-6、1096-7、1104-1、1104-2、1104-3及び1104-4	規則第12条の31 第1号	H27.7.21	佐久-106
13	小諸市大字和田483-38の一部、602の一部、627-1の一部、627-2の一部、627-19、627-20、627-21の一部、627-27、627-28の一部、617-29の一部、627-41の一部、627-50、627-51の一部、629-1、629-4-1、629-5、629-6、629-8、629-11、629-12、629-15の一部、630の一部、631-11、631-12、633-2、633-3、633-5の一部、633-8、646-2、649-2の一部、916-25及び916-26	規則第12条の31 第1号	H27.7.21	佐久-107
14	小諸市大字市707-3、707-4、707-6、707-10、707-11、707-12、707-13、707-14、707-17、707-18、大字耳取374-1の一部、374-2、374-3、374-4、378-1の一部、378-2、378-3、378-4、380-3及び380-4の一部	規則第12条の31 第1号	H27.7.21	佐久-108
15	南佐久郡南相木村864-1の一部及び867-1の一部	令第13条の2第 1号	H27.7.21	佐久-109
16	上田市殿城字下ノ久保145-1、146-2、152-1及び152-2	規則第12条の31 第2号	H26.3.31	上小-1
17	上田市殿城字上ノ久保123-1	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	上小-101
18	上田市腰越字深山原山2737-558	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	上小-102
19	上田市真田町長字四日市6247-1の一部	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	上小-103
	解除		H27.7.21	上小-104
20	小県郡青木村大字田沢字横入1269-11	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	上小-105
21	上田市御嶽堂上河原1-2の一部、1-3の一部及び1-5の一部	規則第12条の31 第2号	H27.7.21	上小-106
22	東御市田中字田中415-1の一部及び416-1の一部	規則第12条の31 第2号	H27.7.21	上小-107

番号	指定区域	埋立地の区分 (※1)	指定日	整理番号 (※2)
23	諏訪郡原村字ヨシキ10388-10の一部、10388-11、10388-13の一部、10388-14の一部、10388-15の一部、10388-16の一部、10388-25の一部、10388-26、諏訪郡原村字広原尾根10392-1、10392-3、10392-4、10392-5、10392-6の一部、10392-8の一部、10392-22の一部、10392-23の一部、10394-3及び10395-2	規則第12条の31 第1号	H18.4.3	諏訪-1
24	諏訪市大字上諏訪字角間沢西12968-1の一部	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	諏訪-101
25	諏訪市大字上諏訪字矢戸倉8516-1、8517、8518、8519、8520、8521-1、8522、8523-イ、8523-ロ、8524、8525、8526-イ、8526-ロ、8527、8528、8529、8530、8531、8532、8533、8534、8535-イ、8535-ロ、8536-イ、8536-ロ、8537、8538、8539-1、8539-2、8539-3、8540、8541、8542、8570-1、8570-11、諏訪市大字上諏訪字若狭久保12765、12766-1、12767、12769、12770、12771、12772、12773、12774、12775、12776、12777、12778、12779、12780、12781、12782-1、12782-2、12783、12784、12785、12786、12787、12788、12789、12790、12791、12792、12793、12794、12795、12796、12797、12798、12798-2、12799及び12800	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	諏訪-102
26	茅野市北山字下原6858-1、6858-5、6858-6、6858-7、6858-8、6870-1、6870-2、6870-3、6871-1、6872-1、6872-2、6872-5、6872-6、6872-7、6875-1、6875-2、6876-ロ、茅野市北山字北大塩道6878、6904-1、6904-2、6905-3、6906、6910-1、6910-2、茅野市北山字姥ヶ懐6877-1、6879-1、6894-1、6894-2、6894-3、6896、6897-1、6897-2、6903-1、6903-2、6909-ロ、6911-1、6911-2、6911-3、6911-4、6912-1、6912-2、6912-3、6912-4、6912-5、6913-1、6913-3、6913-4、6913-5、6913-6、6913-8、6913-9、6913-10、6913-11、6913-12、6913-13、6913-14、6915-1、6915-2、6915-6、6915-7及び6915-8	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	諏訪-103
27	茅野市湖東字臼久保63-1、63-2及び63-3	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	諏訪-104
28	諏訪郡下諏訪町字砥澤口3034-イ、3035-イ、3035-2、3036-イ、3037-イ及び3037-ロ	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	諏訪-105
29	諏訪郡下諏訪町字町屋敷2254-イ、2254-ロ、2258-ロ、2259-1、2259-4及び2259-5	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	諏訪-106
30	伊那市福島字原1979-329の一部及び1979-330の一部	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	上伊那-1
31	上伊那郡飯島町飯島1798-1、1798-2、1798-4、1798-6、1798-8から1798-10まで、1800-1、1800-2、1800-4、1801-2、1801-12、1801-15、1801-16、1801-17及び1801-18	令第13条の2第 2号	H26.3.31	上伊那-2
32	伊那市福島1979-196	規則第12条の31 第2号	H26.3.31	上伊那-3

番号	指定区域	埋立地の区分 (※1)	指定日	整理番号 (※2)
33	伊那市高遠町上山田1019、1020の一部、1021、1022の一部、1025の一部、1028の一部、1040-1の一部、1040-2、1040-4の一部、1040-5、1042、1044の一部、1051の一部及び1055-4の一部	規則第12条の31 第2号	H27.7.21	上伊那-101
34	伊那市長谷溝口1909-563、1909-564、1909-565及び1909-566	規則第12条の31 第2号	H27.7.21	上伊那-102
35	上伊那郡箕輪町大字中箕輪4125、4126、4127、4128-1、4128-2、4129、4129-2及び4140-1	令第13条の2第 2号	H27.7.21	上伊那-103
36	伊那市西春近3163-2、3163-3、3163-4及び3163-27	令第13条の2第 1号	H27.7.21	上伊那-104
37	伊那市大字伊那835-6	令第13条の2第 2号	H27.7.21	上伊那-105
38	駒ヶ根市中沢5812-1の一部及び5813-5の一部	規則第12条の31 第2号	H27.7.21	上伊那-106
39	上伊那郡南箕輪村8306-883の一部、8306-1606の一部、8306-1623の一部、8306-1625の一部、8306-1626の一部及び8306-1654の一部	規則第12条の31 第2号	H27.7.21	上伊那-107
40	下伊那郡松川町元大島4150	令第13条の2第 2号	H18.4.3	下伊那-1
41	下伊那郡平谷村1-221	規則第12条の31 第1号	H18.4.3	下伊那-2
42	下伊那郡豊丘村大字河野5043の一部、5044-1、5044-2、5045-6、5045-10の一部、5045-14の一部、5045-15の一部、5189-15の一部、5189-26及び7229-306の一部	令第13条の2第 2号	H26.3.31	下伊那-3
43	飯田市千栄3700-1の一部及び3705の一部	令第13条の2第 2号	H26.3.31	下伊那-4
44	飯田市上郷黒田3840-5の一部	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	下伊那-101
45	下伊那郡松川町大島483-30、483-33、487-1及び487-5	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	下伊那-102
46	下伊那郡高森町山吹2347	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	下伊那-103
47	下伊那郡阿南町北条3621の一部及び西条821-2	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	下伊那-104
48	下伊那郡清内路村769-1の一部	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	下伊那-105
49	下伊那郡阿智村浪合1192-956及び1192-959	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	下伊那-106



番号	指定区域	埋立地の区分 (※1)	指定日	整理番号 (※2)
50	下伊那郡下條村陸沢1960-2の一部、1960-4の一部、 2087-1の一部及び2087-3の一部	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	下伊那-107
51	下伊那郡天龍村平岡309-35の一部	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	下伊那-108
52	下伊那郡大鹿村大字大河原4340の一部	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	下伊那-109
53	飯田市上村大字大渡254-1の一部及び254-8	規則第12条の31 第2号	H27.7.21	下伊那-110
54	下伊那郡阿智村伍和529-1、529-2、529-3、530-1、 530-2、530-3、531-1、531-2、532-1、532-2、532-3、 533-1、533-2、533-3、2920-4、2920-5、2927及び 2942-2	規則第12条の31 第2号	H27.7.21	下伊那-111
55	下伊那郡喬木村7832-6の一部	令第13条の2第 2号	H27.7.21	下伊那-112
56	下伊那郡豊丘村大字神稲12528-1002、12528-1003、 12528-1004、12528-1517及び12528-1518	令第13条の2第 1号	H27.7.21	下伊那-113
57	飯田市川路778、779、780、782、783、784、785、786、 787、788、790、800、801、802、803、804、805、807、 808、815、816、2437、2439、2440、2441、2442、2444- 1、2446、2447-4、2448、2449、2450、2451-1、2452、 2453、2454-1及び2456-1	令第13条の2第 2号	H27.7.21	下伊那-114
58	木曾郡木曾町新開4862-3の一部、4763-3の一部、 4763-4の一部、4763-5の一部、4763-6の一部、4763-8 の一部及び4862-3の一部	令第13条の2第 2号	H26.3.31	木曾-1
59	木曾郡大桑村大字須原1626-9及び1626-27の一部	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	木曾-101
60	木曾郡上松町大字荻原2198-7	規則第12条の31 第2号	H27.7.21	木曾-102
61	松本市大字中山字大久保738	規則第12条の31 第1号	H18.4.3	松本-1
62	松本市大字三才山1830	規則第12条の31 第1号	H18.4.3	松本-2
63	松本市大字笹賀4011-2、4011-3、4011-4、4011-5、 4011-6、4011-7、4011-8、4011-9、4011-10、4011-11、 4011-12、4011-16、4011-18、4011-19、4011-20、 4011-21、4011-22及び4011-26	令第13条の2第 1号	H18.4.3	松本-3
64	松本市大字今井字野尻4982	令第13条の2第 1号	H18.4.3	松本-4
65	松本市大字中山字大久保7402-1の一部	規則第12条の31 第2号	H26.3.31	松本-5

番号	指定区域	埋立地の区分 (※1)	指定日	整理番号 (※2)
66	松本市大字島内909の一部	規則第12条の31 第2号	H26.3.31	松本-6
67	松本市大字今井字長塚3793-1の一部及び3793-5の一部	規則第12条の31 第2号	H26.3.31	松本-7
68	松本市大字洞字スマズ891-102及び891-103	令第13条の2第 1号	H26.3.31	松本-8
69	塩尻市大字洗馬字東原7990-10	令第13条の2第 1号	H26.3.31	松本-9
70	安曇野市穂高有明10626-2	令第13条の2第 1号	H26.3.31	松本-9
71	松本市中川字峯山6611-9	規則第12条の31 第2号	H27.7.21	松本-101
72	松本市奈川1713-2の一部	規則第12条の31 第2号	H27.7.21	松本-102
73	松本市安曇3722-4の一部	規則第12条の31 第2号	H27.7.21	松本-103
74	松本市梓川梓1427-2、1427-7、1433-1及び1433-2	令第13条の2第 1号	H27.7.21	松本-104
75	松本市波田字中下原10776-3	令第13条の2第 1号	H27.7.21	松本-105
76	安曇野市豊科高家1161-4の一部及び1161-7の一部	規則第12条の31 第2号	H27.7.21	松本-106
77	東筑摩郡朝日村大字小野沢723-1、723-3、723-4、 729-1、729-3、729-4、729-5、729-6、730-1及び730-3	令第13条の2第 1号	H27.7.21	松本-107
78	大町市美麻字二重沢10140の一部	規則第12条の31 第2号	H26.3.31	北安曇-1
79	大町市美麻字ズミノ木10293の一部及び10295の一部	規則第12条の31 第2号	H26.3.31	北安曇-2
80	大町市大町8293-1の一部	令第13条の2第 2号	H19.9.13	北安曇-101
81	大町市八坂8806-イの一部	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	北安曇-102
82	大町市美麻6826-1	規則第12条の31 第2号	H19.9.13	北安曇-103
83	北安曇郡小谷村大字中小谷狸久保丙8271-2、8272- 2、8276-1、8276-2、8277、8280-1、8280-2及び8280-ロ	令第13条の2第 1号	H27.7.21	北安曇-104

番号	指定区域	埋立地の区分 (※1)	指定日	整理番号 (※2)
84	上高井郡高山村大字牧字頓原169、170-イ、170-ロ、171-1、175、176、178、179、180、181-イ、181-ロ、184、185-イ、185-ロ、186、187、188-イ、188-ロ、189-イ、189-ロ、190、194-ロ	令第13条の2第1号	H18.4.3	長野-1
85	上水内郡信濃町大字大井字霊仙寺2742-577、2742-578、2742-579、2742-580、2742-581、2742-589、2742-590、2742-1034、2742-1059、2742-1060及び2742-1068	令第13条の2第1号	H18.4.3	長野-2
86	上水内郡飯綱町赤塩字原林459-イ、459-ロ、5998-1、6000及び6001	令第13条の2第1号	H18.4.3	長野-3
87	上水内郡小川村大字瀬戸川字花岡8292-ロ、8293、8294、8347及び8352	令第13条の2第2号	H18.4.3	長野-4
88	上高井郡高山村大字牧字頓原11-1	令第13条の2第2号	H26.3.31	長野-5
89	上水内郡飯綱町大字坂口字地藏久保6、7、516及び517-1	規則第12条の31第2号	H26.3.31	長野-6
90	須坂市大字米子字硯原1204の一部、1205の一部、1206、1207-1の一部、1207-2、1208-2、1208-3、1209、1210、1211、1212-1及び字乃たの沢1253-ハの一部	規則第12条の31第2号	H19.9.13	長野-101
91	上高井郡高山村大字牧字科の木2194-への一部	規則第12条の31第2号	H19.9.13	長野-102
92	上水内郡信濃町大字野尻字下山桑2553-3の一部、2610-3の一部	規則第12条の31第2号	H19.9.13	長野-103
93	上水内郡信州新町大字上条481の一部及び479-4の一部	規則第12条の31第2号	H19.9.13	長野-104
94	上水内郡飯綱町大字芋川字大部7722の一部及び7730の一部	規則第12条の31第2号	H27.7.21	長野-105
95	中野市大字大俣棚林1369、1370-1、1370-2、1371-1及び1371-2	令第13条の2第2号	H18.4.3	北信-1
96	下高井郡野沢温泉村大字前坂字宝里林8616	規則第12条の31第2号	H18.4.3	北信-2
97	中野市大字七瀬字街渠325-1、325-2及び327-1	令第13条の2第2号	H19.9.13	北信-101
98	飯山市大字照里字腰2796-1	規則第12条の31第1号	H27.7.21	北信-102
99	飯山市大字天神堂1550-2	規則第12条の31第1号	H27.7.21	北信-103
100	飯山市大字飯山字西ノ沢10348-1の一部及び10348-2の一部	規則第12条の31第2号	H27.7.21	北信-104

番号	指定区域	埋立地の区分 (※1)	指定日	整理番号 (※2)
101	下高井郡木島平村大字往郷6515-1の一部、6515-2の一部及び6515-4の一部	規則第12条の31 第2号	H27.7.21	北信-105

※1 令 … 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規則 … 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

※2 … 指定区域台帳の整理番号  
(数字の前は地方事務所名を表す)